

ECのコンピューター機器関税分類

(パネル報告 WT/DS62/R, WT/DS67/R, WT/DS68/R,

提出日：1998年2月5日, 採択日：1998年6月22日)

(上級委員会報告 WT/DS62/AB/R, WT/DS67/AB/R, WT/DS68/AB/R,

提出日：1998年6月5日, 採択日：1998年6月22日)

【事実の概要】

1. ECの関税は、ウルグアイ・ラウンドにおける関税引下交渉の結果、以下のように修正された。

情報処理機器 (HS 84.71)	4.9% → 2.5% または ゼロ
その部品または周辺機器 (HS 84.73)	4% → 2%
上記以外の機械の部品または周辺機器	4% → ゼロ
有線電信・電話に関する電子機器 (HS 85.17)	7.5% → 3.6% または ゼロ
	4.6% → 3.6% または 3%
ビデオ機器 (HS 85.21)	据え置：ゼロ、8%または14%、
テレビ受像機 (HS 85.28)	据え置：8%、14%
(白黒テレビ	14% → 2%)

これらの関税引下げは、5年間にわたって段階的に引き下げられることとなった。

2. ECは、第三国からの輸入に対して共通関税を適用しているが、その実施は加盟国の税関当局に委ねている。そのため、構成国税関当局の間で異なった取扱いがなされる可能性があり、そのような場合は、関税コード委員会の関税統計分類局で検討し、最終的にはEC委員会または理事会で問題を処理することになっている。また、税関当局の決定に不服がある個人は、当該構成国の国内裁判所に申し立てることができ、国内裁判所が不明確であると判断する場合、EC裁判所に問題を付託することになる。

他方、自然人または法人は、各構成国の税関当局に対して当該税関当局による分類を記載した譲許関税情報(Binding Tariff Information: BTI)を要求することができた。このBTIは、ドイツだけに存在していたが、理事会規則によって1991年以降、EC全域で実施されることになり、当初は発行した構成国でのみ有効であったものが、1993年以降、構成国の税関当局が発行したBTIは、すべてのEC構成国税関当局を拘束することにな

った。

3. 1995年5月23日、EC委員会は、委員会規則1165/95によってLANアダプターカードをCNコード8517.8290に分類した。当該規則によると、いくつかの構成国が、適切でない分類に基づくBTIを発行していることから、LANアダプターカードをHS8517.8290に分類するとしている。

1995年4月28日付の企業に対する書簡で、アイルランド歳入委員会は、1993年8月11日に企業に対して発行したBTIを撤回し、新たなBTIを発行した。これによって、コンピュータ通信周辺機器及びマルチメディア周辺機器をCN8471.99.10000（関税率4.9%）からCN8517.8290（関税率7.5%）に変更した。書簡によると、この措置は、関税統計分類局での検討の結果、ネットワーク関連機器の分類をCN85.17とした委員会規則1639/94に従ったものである。委員会規則1165/95が出された後、アイルランド当局は、LANアダプターカードをCN8471に分類したBTIを撤回し、新たにCN8517に分類するBTIを発行した。

イギリスの関税物品税局は、書簡によってLAN関連機器をCN8471（関税4.9%）に分類していたが（BTIではない）、1994年4月5日、ネットワーク関連機器をCN8517（関税7.5%）に再分類する書簡を送付した。その理由は、ネットワーク関連機器は、情報処理機器ではなく、情報通信の機能を有する機器であるというものであった。

さらに、1996年4月17日、付加価値税租税裁判所は、PCテレビをテレビ受像機と分類する関税物品税局の決定を支持する判決を下した。PCテレビは、コンピュータであると同時にテレビとして利用しうるもので、どちらかの機能を主要なものと判断することは不可能であり、複数の分類が可能な場合は、後の項目に分類される、というのがその理由であった。

4. 1996年11月8日、米国は、ECに対して、上記の問題につき、紛争解決了解（DSU）手続規則ならびに1994年のガット22条1項に基づく協議を要請した。韓国とカナダもそれぞれ同年11月22日と23日の通告で、DSU4条11項に基づいて協議への参加を要請した。協議は1997年1月23日に韓国とカナダの参加の下に開催されたが、合意にいたらなかったため、米国は、同年2月11日、パネルの設置を要請し、紛争解決機関（DSB）は、2月25日にパネルの設置を決定した。

また、米国は、同年2月14日、イギリスとアイルランドに対して、DSU4条ならびに1994年のガット22条1項に基づく上記問題に関する協議を要請した。韓国は、同年2月28日、イギリスとの協議に参加することを要請した。イギリスとアイルランドは、ECが米国に対して、個別協議に入らない旨を公式に通報したことに言及し、協議に応じなかった。そのため、米国は、1997年3月7日、直接二つのパネルの設置を要請した。1997年3月20日の会合で、DSBは、同年2月25日に設置したパネルの付託事項の修正に合意し、イギリスとアイルランドの問題も併せて検討されることとなった。本件では、インド、日本、韓国およびシンガポールが第三国としての権利を留保した。

5. 本件における米国の主張は、EC、イギリス及びアイルランドによるLAN機器およびマルチメディアパソコンの関税分類が1994年のGATT2条1項に違反するというものであった。そして本件パネルにおける争点は、以下の通りである。

- (1) 対象品目の特定：LAN機器との言及ですべてのLAN機器を対象としようか。
- (2) イギリス、アイルランドの地位：EC構成国を個別に請求の対象としようか。
- (3) 関税譲許の範囲：GATT2条1項(a)の「譲許表に定める待遇」の意味ならびに同条5項の「譲許表に定める譲許によって意図されている」の意味。
- (4) 関税交渉終了までの分類の扱い：関税交渉中に実施されていた課税から「正当な期待」が発生するか。
- (5) 新たな商品の分類：どのような基準で分類されるべきか。

6. ECは、1998年2月5日に出されたパネル報告を不服として、上級委員会に上訴した。そこでの主張は、以下の通りである。

- (1) 本件紛争における措置とその対象となる製品が十分特定されたか（DSU6条2項）。
- (2) パネルが、輸出国の「正当な期待」の観点から譲許表を解釈したこと、およびGATT2条5項が「正当な期待」を解釈の基準とすることを認めていることは、誤っている。
- (3) パネルが、関税譲許の範囲を明確にすることを輸入国の責任としたことは、誤っている。

【報告要旨】

A パネル報告

1. 検討の対象

- (1) 対象品目：E Cが引用したE E Cの数量制限パネル報告は、手続の当初に言及されなかった製品を後に請求対象に追加することは衡平に反すると述べたが、本件は、この事件と異なる。米国は、新たに製品を追加しておらず、対象品目はパネル設置要請の中で特定されている。(8.9) マルチメディアパソコンについても、「マルチメディア対応のパソコン」と言及しており、十分特定されている。(8.10)
- (2) イギリス、アイルランドの地位：付託事項は、米国の付託した事項の検討を我々に要求しており、その相手はE C、アイルランド、イギリスであるが、本件で問題となっているのは、E C税関当局によるLAN機器およびマルチメディアパソコンに対する関税上の取り扱いである。上記三者は、関税譲許に拘束されていることから、まず、アイルランドおよびイギリスに所在するものを含めたE Cの税関当局が義務を逸脱したか否かを検討し、結論でこの問題に立ち戻る。(8.16) 表題の変更（アイルランド、イギリスの追加）については、パネル設置の経緯を考えると、当事者の合意があれば可能であるが、米国はこの要求を手続の後半になって提出し、E Cが反対しているため、認められない。ドキュメント記号を併せて読めば、混乱は生じない。(8.17)

2. 一般的解釈問題

ここでの問題は、E C税関当局が譲許表に記載された待遇よりも不利な待遇を与えたか否かであり、LAN機器やマルチメディアパソコンが、適切に分類されたか否かではない。したがって、1994年のG A T T 2 条 1 項との関係で譲許表を解釈することが必要となる。譲許表はW T O協定の一部であり、その解釈は「国際法の解釈に関する慣習規則」（ウィーン条約法条約 31 条、32 条）に従う。(8.18-22)

同時に、油糧種子パネル報告が述べたように、譲許品目についての関税上の取扱いに対する正当な期待を保護することがG A T T 2 条の重要な機能であることを銘記しなければならない。油糧種子パネルは非違反申立の事例であるが、その理由付けは、違反があった場合により強く根拠付けられる。正当な期待の重要性は、G A T T 2 条 5 項で、「譲許によって意図されていると考えられる待遇」と規定していることから確認される。この規定は、関税分類に関する二国間の特別手続であるが、正当な期待が 2 条および譲許表の解釈において非常に重要な要素であることを示している。この結論は、W T O協定および1994年のG A T Tの前文で規定された趣旨および目的によっても支持される。(8.23-25)

ほとんどすべての場合、譲許表に実際に規定された文言の通常の意味は、正当な期待の

内容を反映し、尽くされていると考えるが、それでもその他個別の補完的な要素に基づいて正当な期待が形成される場合がありうる。したがって、譲許表の解釈にあたって、我々は、ECにおけるLAN機器とマルチメディアパソコンに対する現実の関税上の取扱いに関して、米国がどのような正当な期待を有するのかを検討する。(8.26-28)

3. LAN機器

(1) 譲許表の文言の分析： 譲許表の84.71および84.73は、「自動情報処理機器」(ADP機器)および「84.71の部品及び周辺機器」と一般的に規定している。LAN機器は、情報処理の機能からは自動情報処理機器またはその部品と分類できるが、通信機能を重視すれば、電信電話機器に分類することが可能で、譲許表の文言からLAN機器がADP機器であるか否かを決定することは不可能である。しかし、ADP機器の意味は輸出国の正当な期待の観点から決定される。(8.30-31)

(2) 実際の関税上の取扱いと正当な期待： 米国は、関税交渉中のEC税関当局の取扱いによってLAN機器がADP機器として扱われることに対する正当な期待があると主張し、ECは、当時の構成各国の取扱いは統一されていなかったと主張した。したがって、ここでは、(a)当事者が実際の関税取扱いに関して提出した証拠の評価、(b)実際の関税取扱いが米国に正当な期待を付与するか否かを検討する必要がある。(8.32-33)

(a) 証拠の評価： シャツブラウス事件の上級委員会報告は、「立証責任を有する当事者が、その主張が真実であることを推定できる程度に十分な証拠を提示した場合、その推定を覆す証拠を提示する責任が相手側に移る」と述べており、これに従って検討する。米国は、LAN機器をADP機器として扱ったアイルランド当局が発行したBTI、イギリス当局が送付した書簡を提出した。また米国の主要なLAN機器輸出企業から出された、LAN機器がADP機器として扱われていたことを示す書簡を提出し、そこからは、これら企業がその取扱いに満足していたことが伺われる。またデンマーク、フランス、オランダ当局が発行したBTIも提出し、米国の主張を支えている。これらの証拠から直接米国の期待が発生するものではないが、EC域内でLAN機器がどのように扱われたかを示す補完的な証拠となる。米国の輸出統計も、ここから直接結論を引き出すことはできないが、米国の主張を間接的に支持する。(8.34-38)

上記の証拠から、米国は、その主張が正しいことを推定させるのに十分な証拠を提出していると判断する。したがって次にECがその推定を覆す反証を提出する責任を

負う。ECは、域内の扱いが不統一であることを示すため、ドイツ租税裁判所に支持されたドイツ当局の扱い、オランダ、フランス、ドイツ、イギリスのBTI（オランダのものは、本件の対象とならない品目を含む）を提出しているが、アイルランドとイギリスの実行に対する米国の主張に対する直接の反証は、1993年12月のイギリスのBTIだけである。これは、実質的な関税交渉が終了する1週間前に有効となったものであり、上記の推定を覆すのには不十分である。LAN機器を通信機器に分類したフランスのBTIは、ウルグアイ・ラウンド終了後に発行されたものであり、ドイツ租税裁判所の判断は、米国以外の企業に対するものであり、米国の期待の基礎とはなり得ない。証拠からは、ドイツ以外の各国の実行は、米国の主張を支持するものであり、ECは、米国によって示された推定を覆すのに十分な証拠を提出していない。

(8.39-44)

- (b) 正当な期待：関税譲許に関する輸出国の正当な期待は、実行が明らかに変則的であったり、それとは異なる扱いとなることを示す入手可能な情報がない限り、交渉時における実際の取扱いが継続されるという前提に基づく。これは、「リクエスト」「オファー」の効果や関税引き下げの効果を計算する際に実際の貿易統計を用いるという事実から理解できる。ECでの実際の扱いが明らかに変則的でないことから、実行の観点からは、米国が正当な期待を有することが認められる。それでは、実行と異なる取扱いとなることを示す、米国が入手可能な情報があったのか？この点に関してECは、米国が最近LAN機器を再分類したことから、交渉時に当該品目の扱いを明確にするよう要請すべきであったと述べている。ここでは、(i)米国には説明を求める義務があったか、(ii)米国自身が1992年にLAN機器を通信機器からADP機器に再分類したことが米国の正当な期待に影響を与えるかを検討する必要がある。(8.45-47)

(i) 輸出国に品目毎の明確な個別の説明を求めることを要求することは、関税交渉の目的と基本的に相反することになる。そのような要件は、関税交渉当事者の信頼を傷つけると同時にその作業を煩雑なものとし、より基本的には、関税譲許それ自体の性質と範囲に関する制度的な疑念と不確実性をもたらす危険がある。また関税上の約束は、輸入国の「保護の必要性と要件」に資する輸入国の手にある道具であり、そのため、輸出国は、反対の表明がない限り、そうした点も考慮されているとの期待を有する。したがって、製品と対応する税率を確定させるのは、輸入国の義務である。この判断は、1956年のグラモフォンレコード事件専門家グループ報告および1984年の

新聞用紙事件パネル報告によっても支持される。

(ii) 本件で問題となっているのは、E Cの関税譲許表であり、米国自身が同種の産品をどのように分類しているかは、その輸出市場における米国の期待とは関係がない。米国ならびに米国産業がE CでのLAN機器のADP機器としての分類に満足していたことに関して言えば、1992年の米国の再分類は、正しい方向への動きと理解しうる。(8.56-59)

4. マルチメディアパソコン

LAN機器と同様に、マルチメディアパソコンは、ADP機器にもテレビ受像機にも分類が可能である。したがって、米国が正当な期待を有するか否かが問題となる。この点に関して米国が提出した証拠は、PCTVをテレビ受像機と判断したイギリス裁判所の判断だけである。これがどのように米国の主張を支えるのか理解できない。したがって、米国は、その主張が正しいとの推定をえるだけの証拠を提出していない。(8.63-66)

B 上級委員会報告

1. 紛争の対象となる措置及び製品の特定

DSU6条2項に規定される「措置」には、一般的に適用される措置だけではなく、税関当局による関税の適用も含まれる。同条は、「特定の措置」が適用される製品を特定すべきことを要求していないが、「問題となる特定の措置」を特定するためには、その対象となる製品の特定も必要である。LAN機器およびマルチメディアパソコンは、一般的用語であるが、それが「問題となる特定の措置」を特定するのに十分であるかは、本条の目的を満足させるか否かにかかっている。E Cバナナ事件で述べたように、6条2項の要件は、パネルの付託事項の基礎となると同時に、被申立国に請求の法的基礎を通知するために定められている。LAN機器の用語は、貿易上すでに理解可能な商業的用語となっていることにE Cは反対していない。また、LAN機器という用語は、本件パネル手続に先立つ米-E C間協議において用いられている。我々は、パネル設置要請における正確さの欠如がどのようにE Cのパネル手続における防御の権利に影響を与えるのか理解できない。また、E Cの主張が認められれば、パネル手続の初期の段階で手続的な問題が延々と続けられ、被申立告が常に製品の定義を争うこととなるとする米国の主張に同意する。さらに、我々は、E E Cの数量制限事件が、新たな製品が追加された事例であり、本件とは異なる

としたパネルの判断を支持する。(65-72)

2. 譲許表の解釈における「正当な期待」

我々は、関税譲許の意味が輸出国の「正当な期待」の観点から決定されとするパネルの判断に同意できない。第一に、E E C 油糧種子事件のパネル判断は、非違反申立に関するもので、本件との法的関連性はない。パネルが「正当な期待」として言及した「合理的期待」は、非違反申立の文脈で発展したものであり、それを違反申立で用いることは、G A T T 23 条の下で法的に区別された違反申立と非違反申立を一つの請求事由とすることになり、また確立された G A T T の慣行に反する。(80)

第二に、G A T T 2 条 5 項は「正当な期待が」G A T T 2 条 1 項の「解釈において重要な要素となっていることを確認する」というパネルの判断を拒否する。5 項は、意図された待遇と与えられた待遇が異なる可能性を認めたもので、その際に譲許のバランスを回復するための補償的メカニズムを提供するものである。そこでは、輸出国の期待だけが譲許の解釈の基礎となることを示すものは何もない。2 条 5 項の議論で、パネルは、「意図された待遇」が輸出入両当事国によって意図された待遇であることを明確にしている第 2 文を見落としている。(81)

第三に、我々は、互恵的な合意の安全と予測可能性が W T O 協定及び G A T T の趣旨および目的であるとするパネルの判断に同意するが、それが輸出国の「正当な期待」、つまり主観的な見解の観点から譲許を解釈することを認めるとすることには同意できない。輸出国の主観的な見解のみに基づいて譲許が解釈されるならば、関税譲許の安全と予測可能性は非常に害される。(82)

さらに、輸出国の「正当な期待」の観点からの解釈がウィーン条約法条約 31 条に規定された誠実な解釈の規則に合致するとのパネルの判断に同意できない。我々がインド特許事件で述べたように、条約の解釈は、当事国の意思を決定するために条約の文言を検討することである。ウィーン条約 31 条に基づく解釈の目的は、締約国の共通の意思を確定することである。共通の意思は、主観的で一方的に決定される一方当事国の期待に基づいては確定できない。譲許表は、2 条 7 項に基づいて G A T T の一部とされ、譲許は条約の一部を構成する。したがって、譲許の意味を解釈する規則は、ウィーン条約に規定された規則だけである。(83-84)

パネルは、文言のみからは L A N 機器が A D P 機器とみなせるか決定できないと判断し

た後、ウィーン条約 31 条 32 条に基づく解釈の努力を放棄している。パネルは、譲許表の文脈ならびにWTO協定とGATTの趣旨及び目的に言及しているが、それで輸出国の「正当な期待」に基づく解釈を正当化している。我々にとっての疑問は、パネルがなぜ Harmonized System とその注釈の検討を行わなかったである。EC、米国はともにその当事国であり、譲許のリクエストとオファーは、通常その分類に従って行われている。両者とも、この点に言及していないが、我々は、譲許表の適切な解釈は、Harmonized System とその注釈の検討を含むと考える。また後の慣行も検討する必要がある。米国は、WCO (World Customs Organization) の Harmonized System 委員会による 1997 年 4 月の決定に言及している。ECは、それが 93 年と 94 年のLAN機器の扱いを確認するものではないこと、本件は関税分類ではなく関税の適用が問題となっていることを理由に、その決定の関連性を否定し、米国も、本件が関税分類に関するものではないことに同意している。しかし、我々は、WCOの決定は関連を有し、したがって、パネルが検討すべきものとする。(87-90)

パネルは、ウルグアイ・ラウンド中のECによるLAN機器の取扱いについて検討しているが、このことは、「条約締結の際の事情」という解釈の補助的手段として利用可能である。しかし、二つの点を確認しておかなければならない。第一に、パネルは、この検討を解釈の補助的手段として行っていないということである。第二に、補助的手段としての分類の慣行の価値は、次のような制限を受ける。まず、条約解釈が当事国の共通の意思を確認することである以上、一国の慣行は、すべての国の慣行よりも限定された価値しか有しない。輸入国の慣行が重要な意味を有することは確かであるが、米国の慣行を関連がないとしたパネルの判断は誤っている。また、輸入国の関税分類に関する立法（本件では、「関税分類に関する解釈の一般的規則」を定める共通関税に関する理事会規則 2657/87）もまた関連を有するが、パネルはこれを検討していない。(91-94)

さらに、事前の慣行の一貫性の問題もある。パネルは、12 構成国のうち 5 カ国の証拠を基にウルグアイ・ラウンド中のフランスの慣行は一貫していない、ドイツは一貫してLAN機器を通信機器と分類していた、イギリスおよびアイルランドでは、一般的にADP機器と分類されていたと判断しているが、上記の認定からは、論理的には、ECでの慣行は一貫していないとの結論が導かれる。また、パネルは、アイルランドとイギリスを「最大」かつ「主要な」市場と述べているが、ECは、関税同盟であり、いずれかの構成国に輸入された商品は域内を自由に移動でき、したがって、輸出市場はECであって個別の構成国

ではない。(95 - 96)

以上の理由から、パネルが輸出国の「正当な期待」を譲許表の解釈の基礎としたことは誤りであり、またG A T T 2 条 5 項の解釈も誤っている。誤った法的推論と選択的な証拠に基づいたことから、E CにおいてL A N機器をA D P機器として扱われるという「正当な期待」を米国が有し、したがってE CがG A T T 2 条 1 項の義務に違反したとするパネルの結論は正当化できない。(97 - 98)

3. 関税譲許の範囲の確定

「説明の要件」に関するパネルの判断は、関税譲許の解釈の手段としての「正当な期待」に関連付けられ、「米国は、L A N機器に対するA D P機器としての関税待遇が継続されるという正当な期待を有する」という結論を完結させ、それを支持するものである。(104)

また、パネルは、新聞用紙パネル報告およびギリシャの譲許関税引上事件における専門家グループの報告に言及している。これら二つの報告の結論は、それぞれの譲許表の用語の通常の意味に基づいている。これらの報告は、関税譲許を制限的に解釈する場合は、「条件および制限」によって限定されなければならないとも述べている。しかし、本件における問題は、それとは異なり、E CがL A N機器をA D P機器として扱うことを約束したか否かであり、「説明の要件」は、本件との関連性を有しない。(106 - 107)

また、パネルは、関税上の約束の性質に関するある種の観念（輸入国の保護の必要性とその要件のための手段）に基づいているが、その観念には同意できない。関税交渉は相互の要求と譲許、つまりギブ・アンド・テイクの過程である。輸入国がその必要性に即した形でオファーを確定するのは当然であり、輸出国は、それに対応する権利がその輸出利益を保証する形で譲許表に記載されることを確保しなければならない。そのためにウルグアイ・ラウンドでは、1994年2月15日から3月25日の間に確認手続を設けたのである。加盟国の譲許表がG A T Tの一部であるということは、それぞれの譲許表が一加盟国の関税上の約束であるにもかかわらず、すべての加盟国間の合意であることを示している。(108-109)

以上の理由から、米国がE Cの関税譲許の範囲を明確にする責任を有しないとしたパネルの判断は誤っている。我々は、関税譲許の範囲を明確にすることは、関税交渉中にされなければならない、それは利害関係を有するすべての加盟国の任務であると考える。(110)

【解説】

本件は、コンピュータ機器がECの譲許表に基づいてどのような取扱いを受けるべきかについて争われた。上述のように手続上のものも含めた争点についてパネル判断が出されたが、本稿では、上級委員会で主要な争点となり、パネル判断が覆された譲許表の解釈、特に輸出国の「正当な期待(legitimate expectations)」の取扱いについての問題に焦点を絞って検討する。

まず、本件は、関税分類の当否が争われたものではなく、コンピュータ機器に対する関税上の取扱い、つまり、ECが譲許表に基づいて負う義務が問題となったことに注意する必要がある。この点については、ECおよび米国の両者とも同意しており、パネルおよび上級委員会もそれを前提に、譲許表の解釈という形で審査を行っている。

パネルは、通常のように、解釈の基準として「国際法の解釈に関する慣習規則」、すなわち条約法条約 31 条、32 条に従うとしたが、同時にEC油糧種子パネル報告を引用しながら、輸出国の「正当な期待」を考慮しなければならないとした。その根拠は、非違反申立てで認められるのであれば、違反申立の場合より強く根拠付けられること、GATT2条5項が「譲許によって意図されていると考えられる待遇」と規定していること、WTO協定およびGATT前文で規定された趣旨および目的に合致することである。そして、文言からLAN機器がADP機器に含まれるかは決定できないとして、米国に「正当な期待」があるかを検討した。

これに対して、上級委員会は、(a) 「合理的期待」(「正当な期待」)は、非違反申立に限定すべきものである、(b) 2条5項の規定は、両当事国によって意図された待遇に関するものであって輸出国の期待だけを譲許の解釈の基礎とするものではない、(c) WTO協定およびGATTの趣旨および目的である互恵的な合意の安全と予測可能性は、輸出国の主観的な見解のみに基づいて解釈されるならば害される、という理由でパネルの判断を覆した。さらに、インド特許事件上級委員会報告を引用し、条約の解釈は、締約国の共通の意思を確定することであり、主観的で一方的に決定される一方当事者の期待に基づいては確定できないと判断した。

確かに、輸出国の期待は、一方的なものであり、それのみによって譲許を解釈することは妥当ではない。しかし、締約国間で条約の解釈について齟齬が生じることは十分ありうることであり、また、文言からは必ずしも明確な解釈が導き出せない場合もあるだろう。そのような場合に、当事国がどのような期待を有していたかを考慮することは必ずしも不

当ではないだろう。条約法条約 32 条は、規定の文言が曖昧な場合に、補助的な手段として条約締結の際の事情に依拠することを認めている。関税交渉が行われている際の取扱いは、別段の合意がない限り、その後も継続されるという了解が当事国間にあると考えるのが自然である。また、輸出国の期待が一方的なものであるとしても、それは、輸入国の行動に基づき形成されるものであり、それを保護すべきか否かは、輸入国の行動をも考慮する必要がある。したがって、輸出国の期待に依拠するとしても、必ずしも一方的で主観的なものといえないのではなかろうか。

非違反申立に限定すべきであるという見解についても疑問がある。関税譲許に関する正当な期待が保護されるべきであるならば、それが非違反申立によるものか違反申立によるものか区別する必要はない。上級委員会は、「正当な期待」に基づいて解釈すると G A T T 23 条が違反申立と非違反申立が一つの請求事由となり、法的に区別した意味がなくなるとしているが、違反申立の場合は、関税譲許そのものが侵害されるのであり、非違反申立の場合は、関税譲許そのものは守られており、請求の基礎は明らかに異なっている。また、ここでの「正当な期待」は、関税譲許の内容を確定するために考慮されるのであって、非違反申立の場合とは異なる局面で登場する。さらに、請求が認容された場合も、違反申立の場合、協定の義務に合致させる、すなわち関税譲許に従った取扱いが求められるのに対して、非違反申立の場合は、補償的調整が求められることになる。したがって、「正当な期待」に依拠して解釈したとしても、違反申立と非違反申立を法的に区別した意義が失われることはない。

ただし、上級委員会が述べるように、E C の L A N 機器の取扱いは、構成国全体について見ると、必ずしも一貫性が見られず、「正当な期待」に依拠するとしても、米国の期待が正当なものであるかは疑問であろう。上級委員会も指摘したように、E C が関税同盟である以上、イギリスやアイルランドの取扱いのみに基づいて形成された期待は、正当なものではない。他の構成国が異なった取扱いをしている以上、いずれ何らかの形で取扱いが統一されることは予測され、それがアイルランドやイギリスの取扱いとは限らないのである。

最後に、検討対象の問題に触れておきたい。上級委員会は、パネルが、Harmonized System とその注釈を検討しなかったことを問題にしている。これについて、E C および米国は、パネル手続において必ずしも強く主張していない。上述のように、両国とも本件が関税分類の問題でなく、関税譲許の内容についての争いであるとの認識で一致していたため、強

く主張しなかったのであろう。当事国が主張しない事項をパネルが検討しなければならないのか否か、上級委員会は、必ずしも明確に述べていない。少なくとも、上級委員会は、当事国が言及している以上、手続の中で当事国が特に問題としないことに合意した場合でも、必要であれば、パネルは検討しなければならない、と判断しているように思われる。パネル手続における当事者主義と職権主義をどのように理解するか、問題を提起しているといえよう。

【参考文献】

Panel Report on “European Community – Payments and Subsidies Paid to Processors and Producers of Oilseeds and Related Animal-Feed Proteins”, 1990, BISD 37/86.

Panel Report (WT/DS50/R, 1998) and Appellate Body Report (WT/DS50/AB/R, 1998) on “India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products”.

Report by the Group of Experts on Greek Increase in Bound Duty, 9 November 1956, L/580.

「E Cの油糧種子等の生産者への補助金等」『ガットの紛争処理に関する調査 調査報告書 II』平成4年 構成貿易センター

(間宮 勇)